

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金 Q&A 集

Q 1. 「分野」の定義は？ 「新たな分野」とは？

A. おおむね、原則として「日本標準産業分類」（総務省所管）における細分類（4桁分類）で区別されるものとするが、内容によっては、同一細分類の内でも製品群が異なるものでも分野として区別できる場合もある。

例：自動車の部品製造（細分類：3113 自動車部分品・附属品製造業）において、「ガソリンエンジン車のエンジン部品」と「燃料電池自動車（FCV）の、ガソリンエンジン車には無い部品（水素タンク、燃料電池の部品など）」など。

Q 2. 現在主力となりえていない分野として、「原則おおむね30%未満」としているが、この割合の算出根拠は？ 31%では申請できない、また申請しても要件不達として不採択になるか？

A. 産業分類における細分類で区別した売上額を根拠とするが、その割合の算出は「おおむね」でよい。よって「おおむね」30%未満とし厳密に制限はしない。申請する事業内容の全般を鑑みて採否を審査する。

Q 3. 航空機製造関連企業向け支援策なのに航空機製造関連への展開は助成対象外となるのはなぜか。

またここで助成対象外とされる航空機製造関連とは具体的には？

A. 本事業の目的は、航空機製造に関わる企業が航空機製造以外の分野で新たな収益の確保を図る取り組みを支援するものであるため。具体的には、「日本標準産業分類」（総務省所管）における小分類「314 航空機・同附属品製造業」内の細分類「3141 航空機製造業」、同「3142 航空機用原動機製造業」、同「3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業」に係るものを指す。これら（4桁分類の範疇のもの）はいずれも助成対象外とする。

Q 4. 宇宙分野への展開は助成対象となるか？

A. 宇宙分野は、「日本標準産業分類」（総務省所管）における小分類「319 その他の輸送用機械器具製造業」内の細分類「3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業」に分類される。よって助成対象となる。

Q 5. ドローンは助成対象となるか？

A. 明確な産業分類がない。小分類「314 航空機・同附属品製造業」に分類されるものとするのが妥当だが、ドローン関連は今後の成長が見込まれ、これへの展開は、現状で苦

境にある航空機製造関連企業が「自社の知見や技術を活かして」「新たな収益の確保を目的とした取組み」として有効なものとして判断できる。よって（航空機分野への展開と判断されるとしても例外として）助成対象とする。

Q 6. 例えば、料理器具、アクセサリ類など、一般消費者向け製品へ展開は対象となるか。

A. 助成対象とする。

Q 7. 《全般》助成事業者の従業員等が出張する場合の業務旅費は助成対象となるか？

A. 助成対象外とする。

Q 8. 《1》事業計画策定における経費で、「指導」と「委託」はどちらが？

A. おおむね、委託は、委託者（助成事業者）へ受託者から何らかの成果物が帰属するもの。（例：市場調査委託、コンサルタント）。指導は単発的な専門家の見解やアドバイスを受けるものなど形としての成果物が無いもの。ケースによって判断が分かれることが想定されるため事前にセンターへ相談すること。

Q 9. 《1》事業計画策定において、デザイナーによるデザイン指導は助成対象となるか？

A. 助成対象とする。ただし、試作品作成において一般消費者向け製品の試作における「デザイン委託」は《2》の「委託費」に計上すること。

Q 10. 《1》事業計画策定における経費で、助成対象となる負担金とはなにか？

A. コンサルや指導等を受ける場合、その委託（依頼）先団体に対して、別途費用の掛かる何らかの加盟登録などが必須となっている（それがないとコンサルや指導を受けられない）場合の登録料を指す。それ以外の、団体加盟料や学会登録費、協賛金など（これ無くともコンサルや指導を受けることは可能な場合）は助成対象外とする。

また、助成事業者自らによる市場調査等を目的としたセミナー等参加費や、展示会等へビジターとして参加する場合の入場料は助成対象とする。ただしセミナー等においては従業員のスキル向上（人材育成、社員教育）を目的としたセミナーや研修の参加費（いわゆる受講料と判断されるもの）は助成対象外とする。

Q 11. 《2》試作品製造事業における試作品の範疇は？

A. 試作品とは、商品化に向け作成の試行錯誤を行うものや検査・評価に供するもの、また展示会や商談等においてPRのために用いるもの（技術PRのためのデモ品も含む）、販促用にサンプル品として無料配布するもの等を指す。これらの作成のために必要な原材料や消耗品、工具等の購入費を助成対象とする。販売を目的としたものの製造のための経費は助成対象外とする。

Q12. 《2》試作品製造事業における、金型や、強度試験装置などの評価用の機器の購入は助成対象となるか？

A. 助成対象とするが、一個または一体として運用する一式のものとしての税込み取得価格が50万円未満のものに限る。ただし一個が50万円未満の部品を複数購入してそれを組立てまたは組み合わせた一式のものとして運用するものはその合計購入額が50万円未満であること。販売を目的としたものの製造のための機器は助成対象外とする。

Q13. 《2》試作品製造事業における、試験機等のリース費用は助成対象となるか。リース期間は助成対象期間に収めなければならないか？

A. 交付決定以降にリース契約を締結したものは助成対象とする。通常は、ある一定期間（1年間、複数年間など）での契約が一般的であり、リース満了時期は助成対象期間に必ずしも収められない可能性が高いため、その場合はリース契約期間のうちの助成対象期間相当（日数案分）のリース契約料を助成対象とする。助成金は工具器具費として計上すること。

Q14. 《2》試作品製造事業における、委託と外注の違いは？

A. 委託は、詳細仕様の作成も含めた部品等の加工や製品のデザインを外部業者へ発注するもの。外注は、詳細仕様や図面等までを助成事業者自らが決定・作成し、これに基づき加工を外部業者へ発注するものである。

Q15. 《2》試作品製造事業における、試験検査費は、公的機関における依頼試験や機器使用は助成対象となるのか。また、民間の試験機関等への試験依頼は助成対象となるのか。

A. 公的機関及び民間の試験機関への試験依頼のどちらも助成対象とする。

Q16. 《3》販路開拓事業は、展示会出展を伴わない事業（PR媒体等の作成のみ）も助成対象となるか。

A. 展示会・商談会への出展を伴わないものは助成対象外とする。

Q17. 《3》販路開拓事業に関して、現時点で新たな分野に向けた具体的な方向性が無く、特定の新分野へのPRを図るためのデモ試作物もない。現時点での自社技術をPRして様々な分野とのつながりを構築することや、事業計画を策定するために様々な業界の反応を探るなど調査を目的とする展示会出展も助成対象となるか？

A. 助成対象とする。

Q18. 展示会への出展について、複数の展示会への出展もすべて助成対象となるか。

A. 複数回の出展も助成対象とする。ただし複数回の出展を行っても助成上限は総計で4

0万円。(展示会1回ごとの上限が40万円ということではない)

Q19. 海外の展示会への出展に係る経費も助成対象か？

A. 助成対象とする。海外通貨での支払いの場合は、助成対象経費は、支払い時の為替レートにより日本円に換算した額とする。

Q20. 海外展示に、日本から通訳を連れて行った場合の通訳者の渡航旅費は助成対象となるか？

A. 当該役務としての契約額に含めて支払う場合は助成対象とする。

Q21. 助成対象となる翻訳費、印刷製本費、PR媒体の制作委託の助成対象の範囲はどこまでを想定しているのか？ また、印刷物以外のPR媒体とはなにか？

A. 印刷製本費は、展示会会場で掲示や配布など対外的PRのためのポスターやチラシ等の印刷物の作成に要する経費で、PR媒体とは、展示会会場で掲示する動画等を想定している。翻訳費は、これら印刷物や動画等の作成に係り別途翻訳料がかかる場合で、印刷や動画作成に翻訳も含めて一括発注する場合は別途翻訳費に計上せず、印刷製本費、委託費に含めてもよい。

Q22. 会社パンフレットの印刷(改訂、増刷)や、会社案内用動画の作成は助成対象となるか？

A. 出展する展示会において掲示や配布することが前提のものであれば助成対象とする。

Q23. 展示会の出展申し込み時期に関して、「助成期間(交付決定日)よりも以前に出展申し込みをした展示会は、事前着手しなければならない相当の理由が認められる場合のみ対象」とされるが、「相当の理由」とはどのような理由が考えられるか？

A. 出展を予定している展示会の、申し込み期限が交付決定日以前に設定されていた場合など。または申込期限が交付決定日以降であっても早急に出展申し込みをしないと定員数が埋まってしまう可能性があった場合など。その他は状況に応じて判断せざる得ない場合もあるので申請前にセンターへ相談すること。

Q24. 原則として「経費の支払いは「前金払い」は行わないこと」とされているが、どのようなものが例外として考えられるのか？

A. 出展料などの、通常は前払いすることが一般的であると認められるものが想定される。